【ヒアリング有り】総合評価方式簡易型評価項目（市内本店以外を含む発注）

工事名 ： 市立四日市病院大規模改修工事(2期)
工事場所 ： 四日市市 芝田二丁目 地内

評価分類	評価項目	評価内容	割合	大項目得点	小項目得点	評価基準	評価点	備考
地域要件	工事地域精通度	本店等所在地	6%	2	1	市内に本店を有する	1	・受任者とは、四日市市請負工事入札参加資格者名簿で登録された受任者（支店又は営業所）をいう。 ・本店等所在地は、公告日現在における四日市市請負工事入札参加資格者名簿上の所在地で評価する。
						市内に受任者を有する	0.5	
						県内に本店又は受任者を有する	0.3	
						上記以外	0	
		平成20年度以降の１契約2,500万円以上の市内での工事施工実績の有無			1	平成20年度以降に市内での工事施工実績がある	1	・平成20年度以降に完成した1契約2,500万円以上の工事を元請又は共同企業体の構成員（出資比率２０％以上のものに限る）として、市内で施工した実績の有無について、工事施工実績を証する書類の提出を求める。 ・工事実績は、公告日現在で完成していること。
						市内での工事施工実績がない	0	
企業要件	工事成績	本市工事過去5年平均工事成績 （当該業種）	30%	9	2	当該業種の「工事成績平均の評価点」の算出方法は、次式のとおりとします。 評価点＝（工事成績平均－70）×1／5 ※当該業種の工事成績平均が80点以上：2点　※当該業種の工事成績平均が70点：0.1点 ※70点未満又は当該業種工事の実績を有しない：0点	2.00～0	・当該業種は建築一式工事である。 ・算出式中の工事成績平均は、小数点以下切捨てとする。 ・工事成績が1件の場合は、その点数を算出式中の工事成績平均とする。 ・JVで受注した工事の工事成績評点を含む。 ・過去５年間（平成30～令和4年度に完成した工事）の工事成績が確認できる工事成績評定通知書の写しを提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（工事場所、工事名、工事成績点数がわかるもの）。
	優良工事表彰	当該年度を含む過去5年間の 本市優良工事表彰の実績の有無			1	当該業種の工事における優良工事表彰の実績がある	1	・当該業種は建築一式工事である。 ・優良工事表彰の実績のわかる書類（①表彰の写し、②工事完成認定書の写しまたは契約書・変更契約書の写し）を提出すること。 上記写しの代わりに一覧表の提出でも可（表彰年度、業種、工事名、最終請負金額がわかるもの）。 ・JVで表彰された実績も評価の対象とする。 ・対象となる優良工事表彰は、平成31年度表彰～令和5年度表彰とする。
						上記以外で優良工事表彰の実績がある	0.5	
						優良工事表彰の実績がない	0	
	施工実績	平成20年度以降の同種・類似工事実績の有無			2	平成20年度以降に同種工事の元請・JV工事実績がある	2	・平成20年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員（出資比率２０％以上のものに限る）として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテ・契約書の写しのいずれかと工事内容を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術データを含むもの）を提出すること。 （※契約書の写しの場合は、当該工事の請負代金が支払われたことがわかる書類の写し等、工事の完成が確認できるものを併せて添付すること。） ・工事実績は、公告日現在で完成していること。 ・実績資料に記載できる工事実績は1件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・同種工事とは、病床数500床以上の病院における新築、増築、改築工事又は改修工事（但し、改修工事の場合の業種は、建築一式工事とする。）とし、下記（ア）の要件を満たすものとする。 ・類似工事とは、病床数300床以上の病院における新築、増築、改築工事又は改修工事（但し、改修工事の場合の業種は、建築一式工事とする。）とし、下記（ア）の要件を満たすものとする。 （ア）施工の規模は、医療法に掲げる下記①～⑨に示す施設のうち施工対象となる箇所を合計した延べ面積が1,000㎡以上 ①各科専門の診察室 ②手術室 ③処置室 ④臨床検査施設 ⑤エックス線装置（室） ⑥調剤所 ⑦分娩室 ⑧集中治療室(高度治療室含む) ⑨化学・細菌及び病理の検査施設
						平成20年度以降に類似工事の元請・JV工事実績がある	1	
						同種・類似工事の元請・JV工事実績がない	0	
	地域・社会貢献度	（ア）障害者雇用の有無			2.5 【カフェテリア方式】 左欄の（ア）～（ケ）のうち、最大5項目まで評価する。（各項目は0.5点とし、最大2.5点。）	法定雇用率を達成している又は法定雇用義務はないが障害者を雇用している	0.5	・障害者の雇用の促進等に関する法律により雇用が義務付けられている企業（43.5人以上の事業主）は、職業安定所に提出する障害者雇用状況報告書等の写しにより、法定雇用率による法定雇用が達成されていること（身体障害者、知的障害者又は精神障害者数の不足数が0人であること）を確認する。なお、障害者雇用状況報告書は、職業安定所へ提出した最新のものを提出すること（8月1日以降に入札の公告を行うものについては当該年度のものに限る）。 ・上記以外の企業については、障害者手帳番号等により雇用を確認する。（併せて令和5年6月１日現在の常時雇用（3ヶ月以上）を確認できる健康保険証等の写しを提出すること。一人分の提出で可）
						法定雇用率を達成していない又は障害者を雇用していない	0	
		（イ）障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定の有無				障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定（もにす認定）の認証の取得がある	0.5	・障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定については、認定書の写しにより確認を行う。 ・都道府県労働局から交付された認定通知書の写しを提出すること。
						障害者雇用に関する優良な中小企業主に対する認定（もにす認定）の認証を取得していない	0	
		（ウ）次世代育成支援活動実績の有無				就業規則等に育児休業制度が規定されている	0.5	・労働基準監督署の受付印が確認できる就業規則の写しにて確認する。別に育児休業の規定を設けている場合はその写しの提出も併せて求める。 （育児休業の規定の写しで労働基準監督署の受付印が確認できる場合は、その写しの提出でも可）
						就業規則等に育児休業制度が規定されていない	0	
		（エ）災害協定締結の有無				本市と災害協定を締結している	0.5	・本市との災害協定書の写しを添付のうえ提出を求める。
						本市と災害協定を締結していない	0	
		（オ）ISO、M－EMSの認証取得の有無				ISO9000S、ISO14001、M－EMSのいずれかの認証の取得がある	0.5	・ISO9000S、ISO14001、M-EMS（ステップ2又はステップ1）のいずれかの認証があれば評価する。認証については、評価機関による登録証等の写しの提出により確認を行う。 ・認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。
						ISO9000S、ISO14001、M－EMSの認証を取得していない	0	
		（カ）建設キャリアアップシステム導入の有無				建設キャリアアップシステムを導入している	0.5	・建設キャリアアップシステムについては、事業者登録及び現場運用実績を確認する。 ・登録時に運営主体から送付のあった「事業者登録完了のお知らせ（はがき）」又は「事業者登録完了メール」の写し及び実績として現場に設置されたカードリーダーの写真を提出を求める。
						建設キャリアアップシステムを導入していない	0	
		（キ）働きやすい職場環境の整備に係る取組みの有無				ホワイト企業マークを取得している	0.5	・「安全衛生優良企業公表制度 ホワイトマーク」、「健康経営優良法人ホワイト500」、「健康経営優良法人」、「ユースエール認定」、「くるみん認定」、「プラチナくるみん認定」又は「えるぼし認定」のいずれかの認定があれば評価する。 ・認定については、国の認定機関による認定証等の写しの提出を求める。
						ホワイト企業マークを取得していない	0	
		（ク）継続教育取組み実績の有無				CPD（S）認定講習会の受講歴がある	0.5	・継続教育については、雇用している技術者のCPD（S）認定講習会の受講歴（当該団体の推奨単位以上を取得しており、かつ、令和5年6月1日から過去1年以内に証明期間の全部又は一部が含まれている場合に限る。）を確認する。 ・雇用している技術者の学習履歴証明書の写し及び当該技術者の令和5年6月1日現在の常時雇用(3か月以上)を確認できる健康保険証等の写しの提出を求める。
						CPD（S）認定講習会の受講歴がない	0	
		（ケ）若手技術者等の確保に係る取組みの有無				「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がある	0.5	・三重県が運営する「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページにインターンシップ受入情報として、「所在地、業種、職種、受入対象、受入時期、受入人数」の全ての項目を登録している場合に評価する。 ・Webページの写しの提出を求める。
						「みえる・わかる・つながる！職業ポータルサイト」Webページへの登録がない	0	
		（コ）地元業者施工率			1	地元業者施工率が65％以上である	1	・総合評価当該工事において地元業者施工率が65％以上になると申告した場合について評価する。地元業者施工率とは、元請の請負金額に占める市内本店業者（元請及び一次下請）の請負金額の割合のことをいう。また、契約内容に応じ、材料や経費についても下請負金額に含んで施工率を算定すること。 地元業者施工率が65％以上であると申告した場合は、契約後、工事一部下請届け及び下請負契約書の写しの下請負金額で、施工率を確認する（施工において最終的に65％未満になると減点対象となる）。
						地元業者施工率が65％未満である	0	
	安全衛生管理	労働安全衛生マネジメントシステム認証の有無			0.5	労働安全衛生マネジメントシステム認証がある	0.5	・労働安全衛生マネジメントシステム（ISO45001、JISHA方式適格OSHMS）又は建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS）の認証について評価する。 ・認証については、評価機関による評価証、適合証明書等の写しにより確認する。認証されている事業活動と登録を受けている事業所（本社、工場、工事関係部署等）のわかる書類も添付すること。 ※工事と無関係な事業活動や登録事業所の場合は、評価しない。
						労働安全衛生マネジメントシステム認証がない	0	
技術者要件	施工実績	平成20年度以降の同種・類似工事実績の有無	7%	2	2	平成20年度以降に同種工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある、又は平成31年度以降に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者表彰の実績がある	2	・平成20年度以降に完成した工事を元請又は共同企業体の構成員（出資比率２０％以上のものに限る）として、施工した実績の有無について、工事実績、工事内容、技術者配置状況を確認できる書類の提出を求める。 ・契約履行証明・工事完成認定書の写し・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）・契約書の写しのいずれかと工事内容、技術者配置状況を確認できる書類として、仕様書・図面・コリンズ竣工時工事カルテ（技術者・技術データを含むもの）・その他技術者の配置が確認できる書類のいずれかを提出すること。 （※契約書の写しの場合は、当該工事の請負代金が支払われたことがわかる書類の写し等、工事の完成が確認できるものを併せて添付すること。） ・若手技術者は令和5年6月１日現在で満４５歳以下とする。 ・現場代理人としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、全工事期間中（工事を全面的に一時中止している期間を除く）、工事に従事した実績をいう。 なお、工場製作期間を含む実績の場合は、全工事期間を現場施工期間とする。 ・主任（監理）技術者としての工事実績については、公告日現在で完成している工事において、対象工事の契約日から完成日までの期間（工事を全面的に一時中止している期間を除く）において、完成日を含む2分の１以上の連続した期間に従事した実績をいう。なお、工場製作期間を含む工事実績については、現場施工期間において、完成日を含む2分の１以上の連続した期間に従事した実績とする。 ・実績資料に記載できる工事実績は１件まで。 ・提出された書類により判断できない場合は評価しない。 ・入札参加資格確認申請書の提出時に予備の技術者を申請する場合は、予備の技術者についても実績を証する書類の提出が必要である。その場合、本技術者要件の評価は、低い評価点の技術者で評価を行う。 ・優秀工事技術者表彰の実績については、過去5年間（平成31～令和5年度表彰）に四日市市優良建設工事表彰において優秀工事技術者として表彰されたことが確認できる表彰の写しを提出すること。 ・同種工事とは、病床数500床以上の病院における新築、増築、改築工事又は改修工事（但し、改修工事の場合の業種は、建築一式工事とする。）とし、下記（ア）に示す要件を満たすものとする。 ・類似工事とは、病床数300床以上の病院における新築、増築、改築工事又は改修工事（但し、改修工事の場合の業種は、建築一式工事とする。）とし、下記（ア）に示す要件を満たすものとする。 （ア）施工の規模は、医療法に掲げる下記①～⑨に示す施設のうち施工対象となる箇所を合計した延べ面積が1,000㎡以上 ①各科専門の診察室 ②手術室 ③処置室 ④臨床検査施設 ⑤エックス線装置(室) ⑥調剤所 ⑦分娩室 ⑧集中治療室（高度治療室含む）⑨化学・細菌及び病理の検査施設
						若手技術者で平成20年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1.5	
						平成20年度以降に類似工事の元請・JVとしての主任技術者又は現場代理人の工事実績がある	1	
						同種・類似工事の主任技術者又は現場代理人としての工事実績がない	0	
技術力	工程管理	工程管理に関する工夫	57%	17	8 ※最大4.0点/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	当該工事は病院運営を継続しながらの工事となり、限られた仮設スペースを活用しながら段階的に改修を進める「玉突き工事」となる。また、同時に複数箇所で工事を進めるほか、外来診療時間外や休診日の工事も想定されることから、綿密な工程管理が重要である。 このことから、円滑に工事を進めていくために留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ・提案項目は「確実な工程管理の実施」、「医療現場との調整」についての2項目とする。
						現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4	
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3	
						少し工夫がある	2	
						標準的な記載のみで普通である	1	
						上記以外	0	
	周辺環境	周辺環境に関する工夫			8 ※最大4.0点/項目×2項目	【1項目あたりの評価基準】	【1項目あたりの評価点】	当該工事は病院運営を継続しながらの工事となるため、診療業務への影響が懸念される。また、工事エリアと診療エリアが隣接することから、来院者や医療スタッフの安全確保が重要である。 このことから、病院運営に生じる支障を最小限に留め、安全に工事を進めていくために留意すべき課題と具体的な対策を求める。 ・提案項目は「騒音、振動、粉じん、臭気等の抑制対策」、「来院者等の動線確保・安全対策」についての2項目とする。
						現場状況等を踏まえ適切で重要な記載があり極めて優れている	4	
						現場状況等を踏まえ工夫が見られ優れている	3	
						少し工夫がある	2	
						標準的な記載のみで普通である	1	
						上記以外	0	
	ヒアリング	技術力全般に係るヒアリング			1	優れている	1	・配置予定技術者に対してヒアリングを行い、業務への取り組み姿勢及び質疑の応答性について評価する。 ・配置予定技術者がヒアリングに欠席した場合は、技術力評価（技術提案書及びヒアリング）が0点となる。また、ヒアリングに出席した配置予定技術者以外は、受注後の主任（監理）技術者として配置できない。
						良好である	0.5	
						上記以外	0	
その他	総合評価方式に係る技術提案等の不履行による減点	この工事の公告日が、四日市市が総合評価方式で発注した工事で不履行によるペナルティが課されている期間内である場合、「総合評価方式技術提案履行確定通知書」に記載された履行状況により、地元業者施工率の不履行の場合は「5点」、技術力に係る不履行の場合は「10点」を技術評価点の合計値からそれぞれ減点する。 なお、複数の工事で不履行があった場合は、その減点は累積し、最大30点の減点となる。						
	技術提案における失格基準の設定	失格基準点を技術力における評価項目（ヒアリングを除く。）ごとに算出し、失格基準点以下の評価項目がある場合は失格とする。 失格基準点は、「評価基準：標準的な記載のみで普通である」に係る評価点に1評価項目あたりの提案項目数を乗じて得た点数（2.0）とする。						